| | | |
|---|---|---|
| の尾数及び既に死亡しており海に投棄したものの尾数並びに採捕した日の正午位置及び投縄開始時刻 | | |
| 二　西大西洋の海域以外の大西洋条約海域における大西洋くろまぐろの日別の漁獲数量、採捕の順序を示す番号別の重量、採捕した大西洋くろまぐろのうち生きたまま海に戻したものの尾数及び既に死亡しており海に投棄したものの尾数並びに採捕した日の正午位置及び投縄開始時刻 | 電磁的方法により、当該日から二日以内（行政機関の休日は参入しない。）に報告すること。 | |
| （略） | （略） | （略） |

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

**○農林水産省告示第四百三十八号**

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年農林水産省告示第九百七十四号（かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者が大西洋条約海域において採捕するくろまぐろ若しくはみなみまぐろ又はこれらの製品の陸揚港を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| かつお・まぐろ漁業につき漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の許可を受けた者（総トン数百二十トン以上の動力漁船を使用する者に限る。）の当該漁業に係る漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第一項の漁獲物等（大西洋条約海域において採捕した大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろに限る。）の陸揚港を次のように指定する。<br>（略） | かつお・まぐろ漁業につき漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の許可を受けた者（総トン数百二十トン以上の動力漁船を使用する者に限る。）の当該漁業に係る漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第一項の漁獲物等（大西洋条約海域において採捕したくろまぐろ及びみなみまぐろに限る。）の陸揚港を次のように指定する。<br>（略） |

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

**○経済産業省環境省告示第二号**

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令（令和八年経済産業省環境省令第一号）の施行に伴い、並びに温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）第四条第五項及び第十三条第三項の規定に基づき、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第四条第五項及び第十三条第三項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める算定方法（令和七年三月経済産業省環境省告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高